

項番	掲載場所	改定前	改定後
1	表題	入金明細ご案内サービス利用規定(2020年3月改定)	入金明細ご案内サービス利用規定(2023年9月改定)
2	5. (解約)	<p>(3)契約者に以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、当行はいつでも、本利用契約を解約することができるものとします。この場合、契約者への通知の到着いかにかわらず当行が解約の通知を契約者の予め届け出た住所へ発信した時に本利用契約は解約されたものとします。</p> <p>①手形交換所の取引停止処分を受けた場合  ②支払の停止もしくは破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始または特別清算開始その他今後施行される倒産処理法に基づく倒産手続開始の申し立てがあった場合、契約者の財産について仮差押、保全差押、差押または競売手続開始があった場合  ③前記5. (3)①及び②の他、契約者の信用状態に重大な変化が生じたときと当行が判断した場合  ④解散その他営業活動を休止した場合  ⑤前記3. (1)に定める手数料等を2ヶ月連続して支払わなかった場合  ⑥申込書または本規定に定める届出(変更の届出を含みます。)につき、届出または記載の懈怠があること、または記載内容に誤りがあることが判明した場合</p>	<p>(3)契約者に以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、当行はいつでも、契約者に通知することなく本利用契約を解約することができるものとします。</p> <p>①1年以上の当行が相当と認める期間、本サービスの利用がなかった場合、もしくは既に指定口座が解約されている場合(ただし、本サービスにかかる利用手数料が継続して支払われている場合を除きます)  ②手形交換所の取引停止処分を受けた場合  ③支払の停止もしくは破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始または特別清算開始その他今後施行される倒産処理法に基づく倒産手続開始の申し立てがあった場合、契約者の財産について仮差押、保全差押、差押または競売手続開始があった場合  ④前記5. (3)②及び③の他、契約者の信用状態に重大な変化が生じたときと当行が判断した場合  ⑤解散その他営業活動を休止した場合  ⑥前記3. (1)に定める手数料等を2ヶ月連続して支払わなかった場合  ⑦申込書または本規定に定める届出(変更の届出を含みます。)につき、届出または記載の懈怠があること、または記載内容に誤りがあることが判明した場合</p>
3	6. (本サービスの停止・廃止)	記載なし	<p>当行は、90日前の当行ホームページへの掲載等、その他相当の方法での周知をもって、本サービスを停止し、または、廃止することができます。ただし、緊急やむを得ない場合、当行はこの期間を短縮できるものとします。この場合、契約者は、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行に対し一切の異議を述べず、かつ本サービスの停止または廃止によって生じた損害については、債務不履行、不法行為、不当利得その他の請求の原因を問わず、その賠償を請求することができないものとします。</p>
4	全体	-	規程項目、体裁等の修正